

令和8年度分 飯塚市建設工事競争入札参加資格 希望工種の変更手続きについて 〔飯塚市内工事業者用〕

令和7年度飯塚市建設工事有資格者名簿（有効期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日）に登載されている方で、令和8年度の希望工種を変更する方

※変更の無い場合は、提出の必要はありません。

＜申請者の資格＞

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。
- (2) 希望する工種について、令和7年3月31日までに建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する許可を取得し建設業を営んでいる者。
- (3) 電話・机等什器備品及び資材置場等を有し、希望する工種について、市内で1年以上の営業の実績があること。
- (4) 希望する工種について建設業法第27条の23に規定にする経営に関する客観的事項の審査を受け、総合評定値通知書（審査基準日が 令和6年9月1日から令和7年8月31日 までのもの）を提出できる者。
- (5) 社会保険強制適用事業所については、社会保険に加入していること。（法人は、社会保険強制適用事業所となります。また、個人事業主の方も、事業主を除き5人以上の従業員を雇っている場合は、強制適用事業所となります。）

1. 受付期間 **令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）まで**

※受付期間内の開庁日のみ受付いたします

2. 受付方法 **郵送のみ**（簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵送方法に限る）

※令和8年1月16日（金）消印有効。ただし、後納郵便の場合は、1月16日（金）必着
※封筒の表に朱書きで「**入札参加資格審査申請書（希望工種変更）** 在中」と記入してください。

※書類不備の場合や受付期間外は受付できませんのでご注意ください。

・本要領「7. 提出書類①～⑫」を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

※フラットファイルでの提出は不要

3. 送付先 〒 820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 行政経営部 契約課 工事契約係 行

4. 受付業種 第1希望、第2希望ともに「受付工種一覧表」（P. 2）の中から 1工種

5. 入札参加資格の有効期間 **令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）**

6. 受付工種一覧表

受付工種	許可を受けていることが必要な 建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事 (交通安全施設フェンス)	とび・土工・コンクリート工事
とび・土工・コンクリート工事 (法面)	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事(水道)	管工事
管工事(空調)	管工事
管工事(ガス)	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

7. 提出書類 **提出書類下記のとおり**

※下記番号①～④の書類を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

番号	書類名	摘要
①	建設工事競争入札参加資格審査申請書 [様式 1]	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書について 【法人】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）のとおり商号又は名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。 【個人】営業所の名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。 ※押印不要
	業者情報 【第 1 希望工種のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>第 1 希望工種</u>についての情報のみ記載してください。 ● 「技術職員数」及び「全職員数」は、<u>提出日現在で記入</u>してください。『直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の職員』を記入してください。 「技術職員数」は、<u>第 1 希望工種の全ての技術職員数</u>を記載してください。 ※第 2 希望工種や他工種の技術職員数は、記入不要 ● 「取締役」「監査役」は、履歴事項全部証明書のとおりに記入してください。 ● 「営業所における専任の技術者」は、<u>全ての許可業種について</u>記入してください。
②	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） ※審査基準日が 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日 までのもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 国又は県から通知のあった「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。 ● 数字等がきちんと確認できるようコピーしてください。
③	建設業許可通知書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省HPより、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で発行したもので可
④	技術者経歴書 [様式 2] ※指名願受付時の 技術者登録は 5 人を上限とします。 ※追加の登録は 令和 8 年 4 月 1 日 から随時受付いたしますので変更届にて提出して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>希望工種ごとに作成</u>してください。 ※第 2 希望工種がある方は、<u>第 2 希望工種</u>についても作成してください。 ● 建設業法第 7 条第 2 号イ・ロ若しくは八又は同法第 1 5 条第 2 号イ・ロ若しくは八に該当する者を記載してください。(主任技術者又は監理技術者として配置できる技術者のみ) ● 提出時現在で『直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の技術者』を記入してください。

		<ul style="list-style-type: none"> ●建設業法第7条第2号により営業所ごとに配置している専任技術者の場合は「<u>営業所の専任技術者である場合の工種</u>」の欄にその業種を記入してください。 ●経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「技術職員数」欄に記載されている人数に含まれている技術者については、「<u>経審</u>」の欄に○印を記入してください。
⑤	技術者の資格証明書等（写し）	●監理技術者の資格を有する技術者として○印を記入した者の監理技術者資格者証（写し・ <u>両面</u> ）を提出してください。
⑥	技術検定合格証明書等(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ●法令による資格・免許取得技術者について、当該免許証の写し（技術検定合格証明書写し等）を提出してください。 ●実務経験の場合は、経営事項審査時に提出した実務経験証明書の写しを提出してください
⑦	雇用確認書類（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の確認ができる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所属会社の雇用証明書 （氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの） ・雇用保険被保険者証 ・直近三か月分の出勤簿と賃金台帳 <p>上記のいずれかをご提出ください。</p>
	<p>※資格証明書、雇用確認書類等については、<u>技術者ごとにまとめ、技術者経歴書に記載されている技術者順に綴ってください。</u></p>	
⑧	<p>受付票 [様式3]</p> <p>※希望者のみ</p>	●受付票が必要な場合は、送付先を記入し、 110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。 別途受付の連絡をすることもございませんのでご了承ください。審査終了後に、郵送致します。

格付における主観点数項目について

令和8年度の入札参加資格申請において、工事業者の格付けを行う際の総合評価点数を構成する要素の一つである主観点数の項目について、地元業者の育成の観点から、現在設定している工事の内容に関する評価項目である「工事成績」に加え、社会性を評価する評価項目である「障がい者雇用の実績」、「子育て支援・男女共同参画の取組」、「消防団協力事業所登録」、「人権問題啓発研修への参加又は実施」の4項目を、前回同様に追加いたします。

なお、加点につきましては、工事における等級格付を決める総合点数のうち、主観点として各項目につき3点（⑩人権問題啓発研修への参加又は実施については1回につき2点、最大6点）を加算します。

該当する場合は以下の書類を提出してください。

書類番号	評価項目	提出書類
⑨	障がい者雇用の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写し）及び ●賃金台帳等当該障がい者の雇用が申請日時点で<u>3ヶ月以上</u>あることが確認できる書類（写し）
⑩	子育て支援・男女共同参画の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県子育て応援宣言登録証（写し） 令和7年12月末日までに登録され、申請日時点で有効な登録証の写し <u>※日付等が明瞭に写ったものを提出すること</u> ●<u>えるぼし認定、プラチナえるぼし認定（写し）</u> 令和7年12月末日までに認定され、申請日時点で有効な認定証の写し <u>※日付等が明瞭に写ったものを提出すること</u>
⑪	消防団協力事業所登録	<ul style="list-style-type: none"> ●飯塚市消防団協力事業所表示証交付書（写し） <u>飯塚市防災安全課</u>で手続きの上、令和7年12月末日までに交付され、申請日時点で有効な交付書の写し。
⑫	人権問題啓発研修への参加又は実施 詳細リンク：ホームページ > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 制度概要 > 主観点数項目「人権問題啓発研修への参加又は実施」における加算対象とする人権問題啓発研修の指定について（お知らせ）	<ul style="list-style-type: none"> ●「飯塚市市内工事業者研修参加証(令和8年度分 飯塚市建設工事競争入札参加資格審査申請用)」（原本） ・下記研修会への参加証 ※再発行不可 <ul style="list-style-type: none"> ①R7.9.19 NPO法人人権ネットいづか啓発事業講演会 ②R7.10.11 飯塚市部落解放研究集会～人権フェスティバル～ ③R7.10.31 イクボス研修会 ④R7.11.29 サンクスフォーラム ●福岡県が実施する講師団講師あっせん事業を活用しての研修の実施が確認できる「研修結果報告書」（写し） 4月から12月末日までに実施した研修会の県に報告した報告書の写し及び添付資料の写し <p>※<u>地域貢献活動評価申請書は加算対象にはなりません。</u></p>

8. 申請書類の作成上の注意

- (1) 文字は楷書で明瞭に記入してください。(鉛筆書き、消えるボールペン等は不可)
- (2) 提出書類の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載してください。
- (3) クリアファイルに入れる書類は、事前に書類番号順に並べて、提出してください。
※各納税証明書に未納がある場合には、受付できません。

9. 注意事項

- (1) 競争入札参加資格を取得した後に、申請書に虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は資格を取り消します。
- (2) 同一工種において役員が重複している場合、いずれかのうち1者の指名が保留になります。
- (3) 同一工種において、代表権を有する者が生計を一にしている等、人的関係があると認められる場合、
(※夫婦については、民法第752条にて扶助の義務が定められているため、生計同一とみなします。) いずれかのうち1者の指名を保留することがあります。

10. その他

- (1) 随時の受付は行っておりません。
- (2) 本要領・様式等は飯塚市のホームページからダウンロード可能です。
【トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→申請・登録→入札参加資格審査申請→ 建設工事(市内)】
- (3) 「令和8年度 市内建設工事に有資格者名簿」は令和8年4月1日午後1時にホームページに掲載する予定です。
- (4) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。

問い合わせ先

行政経営部 契約課 工事契約係 Tel: 0948-22-5500 (内線: 1401・1402)
Fax: 0948-21-2998
Mail: nyusatsu-keiyaku@city.iizuka.lg.jp

11. 提出書類一覧表

※提出する書類を自己チェック（P7）し、ご確認の上、ご提出ください。

《ファイルに綴じる書類》

○：必須 ×：不要 △：該当する場合

書類 番号	書類名	法人	個人	提出書式	備考	チェック欄
①	建設工事競争入札参加資格審査申請書（業者情報）	○	○	指定様式		
②	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	○	写し		
③	建設業許可通知書	○	○	写し可		
④	技術者経歴書【※技術者は5人まで登録可能】	○	○	指定様式		
⑤	技術者の資格証明書等 （監理技術者講習修了書又は監理技術者資格者証）	△	△	写し可		
⑥	技術検定合格証明書等 技術検定合格書又は 実務経験証明書	○	○	写し可		
⑦	雇用確認書類 雇用保険被保険者証写し 等	○	△	写し可		
⑧	受付票（切手貼付済みの封筒又はハガキを同封）	△	△	宛名書き済		
⑨	障がい者雇用の実績	△	△			
⑩	子育て支援・男女共同参画の取組	△	△			
⑪	消防団協力事業所登録	△	△			
⑫	人権問題啓発研修への参加又は実施	△	△			

注1 各証明書類は、発行が提出日から3ヶ月以内のものを提出してください。